

別表第 2（第 4 条関係）

評価項目	評価基準
公開性	緑化部分が一般に開放されていること。
	接道から緑化部分の 60 パーセント以上を見わたせること。
緑化率	緑化面積が敷地面積の 10 パーセント以上であること。
中高木植栽率	緑化面積の 25 パーセント以上あること
生垣設置	植栽の延長の 60 パーセント以上が公道に面し、1 メートル当たり 2 本以上（樹高 0.6 メートル以上のもの）植栽されていること。

備考 公開性の項目はいずれかを満たすこと。